

第4回 八尾市男女共同参画推進にかかる条例検討委員の会 会議録（要旨）

1 日時 平成21年8月12日（水）午後2時～4時30分

2 場所 八尾市役所本館6階 603会議室

3 出席者 別紙

4 会議内容

（1）挨拶、送付資料の説明

（2）議事

- ・ 八尾市男女共同参画推進にかかる条例に盛り込む内容について

5 議事内容

案件八尾市男女共同参画推進にかかる条例に盛り込む内容について

事務局から、**資料1** 前回までの検討結果をふまえて作成した条例文の例、**資料2** 前回までに協議未了となり、次回に検討する予定の事項 の説明

〈座 長〉送付された資料について、ご意見等ありますか。

〈委 員〉前文の中の八尾市の特徴について、「日々の活動を担う女性が多いにもかかわらず、方針決定過程に参画する女性の割合は高くありません」というマイナスな書き方ではなく、「女性は多くの潜在能力を発揮することで豊かなまちを築くため、政策方針決定過程に参画する女性の割合を高める必要があります」という書き方がいいのではないか。用語の定義については、各種団体を市民に含めないほうがいいのではないかと思います。市民については、差別を受けないのは当然のことなので、「市民は、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあること等による差別は受けない」というのは削除した方がいい。

〈座 長〉今のことに关しまして、ご意見ありますか。

〈委 員〉まず前文の「方針決定過程に参画する割合は高くない」というのは削除した方がいいというご意見ですが、残した方がいいと思います。この方針決定過程に女性を参画させるという部分については残さないと、なぜこの条例をつくっているのかということが前文からはっきりしてこない。各種団体については、別に項目をつくるとなると、きちんと定義をしなければならず、技術的にかなり困難であるだろうと思います。また、各種団体という言葉は八尾ではよく聞く言葉ですが、他市ではあまり聞かないので、他市を例にして各種団体を定義するのは難しいと思います。

〈座 長〉「このように活躍する人は多いけれども、参画する女性の割合は高くなく、また労働力率も全国平均より低い」というように事実を入れておくということはどうですか。

〈事務局〉「女性の割合は高くありません」という書き方にするのか、「女性の割合を高める必要があります」という念を押す書き方にするのか、これはどちらの方がいいですか。

〈座 長〉「一層高くすることが求められます」というのはどうですか。

〈事務局〉そのような締めくくりにした方が落ちつくかと思います。

- 〈座 長〉各種団体についてですが、私もこれは定義するというのは非常に難しいし、「各種団体」という名詞自体も八尾市ではよく聞く言葉ですが、他市ではあまり聞きません。各種団体を「市民の中に含む」とすると、個々の団体がそのことに気づかないということもあるのではないかという意見がありましたが、いかがですか。
- 〈委 員〉一個人ではなく、グループでもこの問題を考えなければいけないという意味で、あらゆる団体という言葉で表現した方がいいと申し上げたのですが、よく考えてみれば、そこまで念を押さなくてもいいのではないかと思います。
- 〈座 長〉わかりました。削除ということにしましょうか。しかしこういう議論があったということをまた後の計画等に活かしていくということでもよろしいですね。各種団体としての項目もつukらないし、市民の中に各種団体を含めるという言葉も書かない。
- 〈委 員〉考え方としては、1人1人の市民を規定するけれども、その市民が当然集まって行動したり、グループとして動くときもこの条例で決められたことを受けるということですね。
- 〈座 長〉そうです。それと、この市民の定義についてですが、先ほど「市民は、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあること等による差別は受けない」については、削除した方がよいというご意見がありましたが、入れておくということでもよろしいですか。
- 〈事務局〉それぞれのことについて、確かに配慮は必要ですが、あえて「社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあること」と追加規定が必要かどうかです。
- 〈座 長〉このことを書いた経緯は、例えば外国の人たちにもこの条例が適応するというような気づきみたいなものがあればいいなということだったと思います。このようなことをあえて言わないのか、ここに入れる方がいいのか。
- 〈委 員〉この書き方だからといって、違和感はありません。むしろこの条例の意味から考えると、これを入れてなかったら入れてないで、入れるべきだという意見は出るけれど、入れるのはおかしいと考える人は少ないと思います。
- 〈座 長〉では、このままでということでもよろしいですね。次に、ドメスティック・バイオレンスの定義ですが、鍵括弧については、文中ではなく後ろに入れるのは可能ですか。
- 〈委 員〉一般的に法律の条文をつくるときは、このような書き方をします。ただ、それに必ず準ずる必要があるわけではないので、わかりにくいということでしたら後ろに入れてもそれほど大きな問題はないかと思います。
- 〈座 長〉括弧で、「ここでの配偶者とは」という一言を後ろに入れておけばいいのですか。
- 〈委 員〉括弧から出さないとだめです。そうすると多分煩雑になるので、通常この位置に書いてあるのだと思います。
- 〈座 長〉その方がわかりやすいと思います。では、小さな誤字の訂正などを統一していただくということでもよろしいですね。次に、資料2の「市民等の協働」についてですが、いかがですか。
- 〈委 員〉市と市民との関係というのは、市はあくまでも市民とは対等な関係ではないと思います。市民は権利を市によって守られる立場であると思うので、削除してもいいのではないですか。

〈座 長〉「市民等の協働」というこの項目は必要ないというご意見ですが、いかがですか。

〈委 員〉八尾市では既に市と市民が協働してまちづくりをやっていくということが総合計画の中でも決められており、その趣旨をここにも出されているのだと思います。

そうすると、これを入れることで、より八尾らしい条例になってくるのではないかと思います。

〈座 長〉市の責務のところ、「市民及び事業所と協働して取組むものとする」として書いてあるので、ここであえて「市民等の協働」という項目を入れるかどうかということです。

〈委 員〉国及び他の地方公共団体と連携を図るといえるのはわかりますが、市が市民及び事業者と協働するというのは、違うのではないかと思います。市と事業者との関係も、市は事業者を指導する立場としては協働できると思うのですが、市は事業者に働きかけて、就労の場における男女の問題、もちろん一人ひとりの人間の働き方について、あるべき姿を求めていくという立場であると思うので、この書き方は少し違うのではないですか。

〈座 長〉市の責務に書かれた1番目の内容については、市は主体的にやらねばならないということ。2番目は、連携を図りながら事業者ともやっていくということが書かれています。

〈委 員〉「協働」というのは、残した方がいいのではないかと思います。市の責務で、市にやりなさいということになると、市が決めたことを市民が従うということになりかねません。市民は市民の立場で、こういうところを見直してほしいと言えるような環境も必要であり、市から例えば市民に対して、どうですかという問いかけができるようにする方が良いかと思います。何かをやってもらうというよりは、これからの時代は一緒につくり上げるという方向性も出てきます。

〈委 員〉そうしたら、その「市」を外したらいいですね。

〈委 員〉必要です。共にやっていくということは、つまり「協働」ということですから。

〈事務局〉ここが、プランと条例の違うところではないかと思っています。プランは市が何かをするということが細かく書かれています。条例は最終的には議会の議決を経て、制定されるものであり、市、市民、事業者の三者が一緒に決める決めごとです。条例は、市が率先してやるべきことであると思うのですが、決してそれは市が市民に対して何かをするというものではなく、皆で一緒にやっというものです。

〈座 長〉一生懸命な市民もいれば、そうでない人もいるわけで、そういう市民に呼びかけるという意味で、残してはどうですか。

〈委 員〉これはやはり市民のための条例ですから、「協働して」というのは入れておく方がいいと思います。

〈座 長〉では、市の責務のところはこのままでよろしいですね。

〈委 員〉3番目の波線のところに、「生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じる」というのを入れてもらおうと、一層いいかなと思うのですが。

〈事務局〉基本理念に書いているので、それを踏まえて外しています。

〈座 長〉これでいいのではないのでしょうか。次に「市民等の協働」ですが、これを入れるか外すかですね。

〈委 員〉誰が男女共同参画社会を形成していくのか、この条例にとっては根本的な部分だ

と思います。これを外してしまうと、市が、男女共同参画社会を形成していくという論調に条例はなっていくと思うのです。差別問題というのは、法律学の一般的な理解では、市、あるいは府などが差別をしているということではなくて、むしろ社会の中に残っている古くからの差別、これが最も解消すべき差別です。そうすると、市民が相互に協力して差別をなくしていくとか、あるいは市と市民が協力をして差別をなくしていくというのをここに入れておくというのは男女共同参画社会を形成していく上では非常に重要な要素であると思います。今の時代は、市民も一緒に頑張っていかなければいけない。この条文というのは、まさにその趣旨を明らかにしているところであり、残した方がいいのではないかと思います。

〈座 長〉市民と協働するということは、決して市の責任を免罪するということではなく、前文にも何度も繰り返し出てきます。ですから、もう一度ここで担保するということで、残しておきましょうか。

〈委 員〉項目名が「市民等の協働」となっているので、誰と誰との協働なのかということがこれではわかりにくい。「市と市民等との協働」というような項目名にした方がわかりやすいのではないですか。

〈座 長〉そうですね。そういうことにしましょう。

〈委 員〉この「市民等」の「等」というのは何ですか。

〈座 長〉事業主も含まれているということです。

〈委 員〉これは、多分ここだけなので、「市、市民及び事業者は」で良いかと思います。

〈座 長〉次に、「性別による権利侵害等の禁止」ですが、いかがですか。

〈委 員〉「禁止」ではなく、「根絶」という書き方にしてはどうですか。

〈座 長〉「根絶」といった場合には、法律用語としてないのでは。

〈委 員〉確か、国際条約の中では使っているところがあったような気がしますが。ただ、今議論されている部分というのは、暴力を根絶するという趣旨ではなく、何かをしてはいけないというところなんです。ですから今そこに暴力を根絶しなければならないという趣旨の条文を入れるのは、少し違和感がありまして、もしその趣旨を入れられたいのであれば、別の箇所で入れた方がいいのかなと思います。

〈委 員〉「あらゆる暴力の根絶」は必要だと思うので、ここに「何人もあらゆる暴力を使わず、話し合いで平和的に解決する」というようなことも入れてもらえませんか。

〈委 員〉それは、やはり前文の役割だと思います。

〈委 員〉わかりました。

〈委 員〉「性別による権利侵害等の禁止」という項目についてですが、男女共同参画を考えると、配慮としてセクシャルマイノリティという、性的少数者の問題にも触れておかねばならないと思います。必ずしも異性を愛するとは限らないし、自分の肉体的な特徴をもって、男性であるとか女性であるということも強要されないということをこの項目で盛り込むことはできないか。

〈委 員〉性的少数者への配慮は、男女共同参画の定義と少しずれているのではないですか。この条例というのは、性にかかわる差別そのものを扱うのではなくて、あくまでも男女共同参画社会の形成を扱っているものです。仮に、性的少数者への配慮を盛り込むとすると、男女共同参画というそのものの理解を改める必要が出てくるかと思いますが。

〈委 員〉この条例の目的を考えたとき、女性が不当に男性と同じような扱いを受けていな

いという矛盾を正していこうということです。先ほどの意見については、これから先の課題となってくるかと思いますが、現段階の市民の実態、八尾市や大阪府、国の実態からいうと、そこまで話を広げる必要はないかと思いますが。市民の人が条例をみたときに、かえって混乱を招くのではないですか。

〈座 長〉当初男女共同参画の問題が出てきたときには、「男性」と「女性」という形で始まったのですが、その後、性同一性障害という新しい課題が出てきました。これは性にかかわる問題であって、そういう問題についてどのようにしたらいいのかというのも男女共同参画社会を進める中で大きな問題として議論がされてきたわけです。このような新たな動きをどのように取り入れていくのか。折衷案ということで性別を理由とする権利侵害ということの中にそういう議論が当然含まれているという認識であるということではよろしいですか。では次に、「公衆に表示する情報に関する留意」について、いかがですか。

〈委 員〉この「公衆」という言葉を「市民」に置きかえてもいいのではないですか。

〈委 員〉「市民」とすると、ここでは市民というのは「八尾市内に在住、在勤、在学する者」であり、八尾市民が他市に在住、在勤、在学する者に対してはこのように性的表現をしても構わないということになってしまい、かえって矛盾するのではないですか。

〈座 長〉「市民等に表示する情報に関する留意」としてはどうですか。

〈委 員〉市民等としてしまうと、どうしても「等」をつけるときにはその中身を考えておく必要があると思います。

〈委 員〉「公衆」というのは、「公^{おおやけ}に」という意味を含んでいるので「公衆」という言葉を使っているのだと思います。公衆というと、例えば、自分がわいせつな動画等を持っていても、ブログなど表^{おもて}に出さない限りいいということ。そのようなところまで制約するのかという意味で、ここは「市民」ではなく「公衆」にしてあるのかと思いました。ただ、ここの部分にしか「公衆」が出てきませんし、最近では「公衆」という用語は「公衆電話」くらいしか使わないと思います。

〈委 員〉そもそも「公衆」とは、どこから出てきた言葉ですか。

〈事務局〉これは国の基本法や大阪府の条例には出てきません。

〈座 長〉では、「公^{おおやけ}の」という表現でよろしいですね。次に、「基本計画について」ですが、いかがですか。

〈事務局〉基本計画とは、第2次やお女と男のはつらつプランですが、もう既に策定されていますので、読み替えが必要となります。

〈座 長〉「基本計画の変更についても同様」とありますが、これはどういうことですか。

〈事務局〉同様というのは、変更するときにも意見が反映されるように必要な措置を講ずると同時に、速やかに公開するということです。基本計画は計画期間がありまして、改定もあるかと思いますが。

〈座 長〉では、「基本計画」については接続語を使ってこの文章をつないでもらうということではよろしいですね。次に、「理解を深めるための措置について」ですが、いかがですか。

- 〈委員〉「市民等」とは市民及び事業者ですね。「市民等」がこれだけ出てくるとなると煩雑ですから、最初に出てくるところで市及び事業者「以下市民等という」とした方がいいかもしれませんね。
- 〈委員〉先ほどの議論の中で、市民等の協働ですが、「活動又は取組を支援する」、「必要な措置を講ずる」というように、市が市民等に対して上位目線になっているような気がします。一緒にやっていくということは、「支援」されるのではなく、「必要な措置を講ずる」というものでもないと思います。
- 〈委員〉ここをもう少し詳しく考えてもいいかと思うのですが、学校教育だけではなく、生涯学習も含むということがあってもいいのではないかと。ただ、「教育の独立を重んじつつ」ということを入れたほうがいいのではないのでしょうか。
- 〈座長〉現実問題として、長く教育現場におられて、男女共同参画のいろいろな動きがある中で、それが教育現場に何か影響を与えていましたか。
- 〈委員〉具体的にはカリキュラムの中で、男女ともに家庭科の授業を受けるようになりました。
- 〈座長〉そのような自主性を重んじるということは当然のことではあるけれども、教育現場が、男女共同参画について、少しは門戸を開いてくれたかというようなところはいかがでしょうか。例えば、障害児教育の現場ではどうですか。
- 〈委員〉例えば、出席簿の名前を混合にしているとかです。
- 〈座長〉例えば障害がある子供がいたときに、女の子と男の子で対応が若干違うだろうし、そういうことを教師がわかってきているかとか、そういうことはどうですか。
- 〈委員〉男女共同参画という意識はしていません。しかし、男子、女子、それぞれの特徴を活かしながらやっていると思います。
- 〈座長〉例えば、女の子が生理の問題を自分でやっていくのか、あるいは何らかのケアをもらわないといけないといった場合はどうですか。
- 〈委員〉それは時間を取って別々ないし一緒に勉強をするし、小・中・高とそれぞれプログラムをつくってやっていますので、そういう自分の性を認識するということについては、障害の有無は関係がないと思います。
- 〈座長〉そうすると、条例では、「教育・学習を通じて」というもののの中に、広くいろいろな教育や学習を含んでおり、学校教育・社会教育等を個別に書く必要はないですね。
- 〈委員〉前回の議論では、大きい意味の教育で、広くいろいろなものが入るようにしましょうということで、議論が落ち着いたと思います。
- 〈委員〉大きい意味の教育ですね。それでいいと思いますね。
- 〈座長〉「必要な措置を講ずる」ということですが、「措置」という言葉について、これは違うのではないかというご意見ですがいかがですか。
- 〈委員〉確かに、「措置」という言葉を使うのは、行政からの上から目線という印象があります。しかし、これ以外の書き方と言われるとかなり難しいかと思います。
- 〈座長〉「体制の整備に努めるものとする」としても、意味として弱いので、このままにしておくということでよろしいですね。
- 〈委員〉例えば市民等が行う活動への支援ではなく、「市民等が行う活動との協働」というようにするとか、「市民等が行う男女共同参画を推進する活動または取組みと協働するために」というような書き方はどうですか。

- 〈委員〉「協働」というのは、責任のがれではないか。やはりきっちりと「支援するための措置を講ずる」という意味合いの方がいいのではないかと思います。
- 〈委員〉市の責任でしなければならないことは、責務に書くべきで、市民が行う活動へは、何か支援をするということではなく、市民が活動を自主的に一緒にやるというときには行政も協働してするという考えを持ってほしい。市民に対して、必要な情報を提供すれば、それで十分であるということであれば、それは協働ではないと思います。
- 〈委員〉「理解を深めるための措置について」は、市が市民に対して、このようなことをやりますということを書く項目なので、このままでいいのかと思います。
- 〈座長〉では、「理解を深めるための措置」の内容はこのまま生かすことにして、タイトルの「措置」を「取組」という言葉に置き換えて、「理解を深めるための取組み」ということでよろしいですか。次に、「苦情申出について」ですが、いかがですか。
- 〈委員〉例1がいいのではないですか。市が迅速に必要な措置を講ずるという姿勢で、男女共同の施策をよりよいものにしていくために市民の声を聞く、ということで第三者機関に意見を聴くというのを設けるべきではないかと思います。その上の範囲は消したほうがいいのではないのでしょうか。
- 〈座長〉本人にしてみたら苦情か相談かわからない場合もあるので、受けた方が苦情か相談かを判断するというでよろしいですね。
- 〈事務局〉苦情については、市の及ぶものなのか、そうでないのかが問題となります。例えば、民法を改正して夫婦別姓になるようにしてほしいと言われても、市ではできないことなので、そのあたりは説明が必要になるかと思います。
- 〈委員〉「申出る」という言葉は、下位の者が上位の者に対しての言葉であるような感じがするので、「通告」という言葉に置き換えてはどうですか。
- 〈委員〉「申出」や「申立て」の場合には、それを受けて必ずそれに対して対応しなければいけないというニュアンスを含んでいるかと思います。
- 〈委員〉「通告」の方が、きつい意味が込められた言葉であると思います。余りにもきついようであれば、「連絡」や「進言」というのはどうですか。
- 〈委員〉「連絡」や「進言」は、かなり意味が弱くなると思います。
- 〈委員〉辞書では、「申出る」というのは、「希望、要求、意見などを進んで言って出る」と書いています。お伺いを立てるというよりは、ものすごく圧力をかけていくということですから、それほど心配する必要はないのではないのでしょうか。
- 〈委員〉国語辞典はそのような意味ですが、法令用語としては、そういうふうには扱われてないですね。
- 〈委員〉通告という言葉はやめておきましょう。いくらなんでも穏やかではないと思います。「苦情処理」や「苦情申出」という「苦情」という言葉が気になります。他に、相応しい言葉があればいいのですが。
- 〈事務局〉柏原市では、「意見提案等の取り扱い」としています。
- 〈委員〉本人は「苦情」という言葉を使いたいと思うほど、やはりひどい状態があるというふうには受けとめているのではないですか。
- 〈事務局〉国の基本法では、「苦情申出」という表現になっています。
- 〈委員〉「苦情申出について」と「相談申出について」と分けて書いてありますが、本人

が、この苦情処理委員会にかけてほしいと思っけていても、結局いろいろと話を聞く中で、本人の意向に反して「相談」という取り扱いにされるということもあるのではないですか。苦情処理委員会をつくるということであれば、そこに流れがいくような形にしないと入り口が縛られるのではないですか。

〈座 長〉「苦情」と「相談」を一緒にしますか。

〈委 員〉一つ気になるのが、申出のできる範囲を明確にしなければならないということ。仮に第三者機関をつくるとすると、第三者機関に意見を聴くのは、苦情だけなので、振り分けの基準の書き方が難しいかと思います。

〈座 長〉範囲については、男女共同参画施策に関しての苦情に限り、それに関しては第三者委員会で行うという振り分けで対応できるのではないですか。

〈事務局〉他市においては、苦情処理機関に意見をきくのは、年に1、2件あるかないかということでした。

〈委 員〉事業者で差別的な扱いを受けたということで、苦情や相談の申出があったとき、市は事業者に指導など何かをしてくれるのですか。

〈事務局〉市が事業所に対して、何かを言うことはできないので、都道府県の労働局等関係機関と連携して対応していくことになります。

〈座 長〉「苦情」、「相談」の項目を残して、タイトルを変更するということによろしいですね。

〈委 員〉苦情処理委員会については、審議会と別々につくるということですか。

〈座 長〉そうです。年に1件あるかないかですし、具体的に大変ではないと思いますので。

〈委 員〉年に1件あるかないかのために委員を委嘱して、手続きをとることになります。

〈座 長〉例えば苦情処理委員会というのは2、3人ぐらいで、専門の相談員で構成し、迅速に対応するということではないですか。

〈委 員〉少し気になるのが、年に1、2件の案件のために、苦情処理委員会を設置して、委員の委嘱をし、委員の方に集まってもらって意見をきくというのは煩雑ではないですか。むしろ、審議会と苦情処理委員会を同じ構成にしておくことに意味があるのではないかと思います。審議会の役割としては、男女共同参画の推進に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査・審議して意見を述べるということが重要な役割であるので、苦情に関しても処理しておいた方が、その委員の方々が実際にこういう問題があるのだと認識できるかと思います。そうすると、もしかしたら実態として同じ人が委嘱されるかもしれないので、制度的にも第三者機関を置くということになれば、その第三者機関は「審議会」であるということにした方がより適切なのではないのかと思います。

〈座 長〉迅速に対応するとなると、「審議会」の委員の方の日程調整をしていては、時間がかかります。やはり、苦情処理については、迅速な対応が必要となるので、苦情処理委員会で対応し、それを審議会に報告するという形にしたほうがいいのではないですか。

〈委 員〉それでは、審議会の委員の中から3名程度、苦情処理委員を任命し、審議会と兼任させるという形であれば、煩雑さも解消され、迅速性も確保されるように思います。また、行政のスリム化と言われている中で、年に1、2件の案件について、苦情処理委員会を設置し、委員を任命し、謝礼を支払うということよりも、八尾市に対して監査請求してもらおうとか、既にある行政の相談窓口や制度を利用して

はどうか。

〈座 長〉市民の相談や要求に応えられる機関がある方がいいと思うので、苦情処理委員会を設置した方がいいと思います。相談申出についても、担当課が対応ということですね。次に、「拠点施設について」ですが、整備充実に努めるということで、これでよろしいですね。最後に、「男女共同参画審議会について」ですが、審議会の可否と役割について、ご意見ありますか。

〈委 員〉基本的には条例ができた後、きちんと機能しているかどうかを行政だけではなく、市民と協働で点検をしていくというのは大事だと思うので、審議会は必要だと思います。

〈座 長〉①と②を合わせたらいいですね。審議会を設置するということで、審議会の役割も入れればいいですね。

〈事務局〉4番目については、処理機関をつくるということであれば、必要ないですね。

〈座 長〉審議会は年間の施策について報告を受け、意見を述べるということになります。基本計画というのは、1年おきに見直しするのですか。

〈事務局〉「第2次 やお女と男のはつらつプラン」の計画期間は、7年ですが、通常よくあるのは、このような審議会を設けられた場合には、必ず年に1回程度、何がどのぐらいまで進んでいて、どのような課題が生じているのか、それはどうしてかということを審議する、進行管理機関のようなものになるのではないかと思います。

〈座 長〉それも大切な役割だと思います。

〈事務局〉例えば審議会に諮って、プランの進捗状況について議論をするが、基本的に意見が出れば行政としてそれを受け止めなければならない。だから、審議会の中での意見が反映されないということは実際あり得ないと思う。

〈委 員〉審議会とはそもそもそういう役割だと思います。

〈事務局〉条例の書き方によると思うのですが、審議会がしなければならない役割を列挙したり、委員の構成や任期、男女の比率まで条例に書く方法と、審議会を設けるということを条例で書き、規則で細かい部分を書くという方法があります。

〈座 長〉では、iiiの基本計画の実施状況について、定期的に調査審議をするということを入れればよいと思います。1年に最低1回開催するというように。これで、ひととおりの審議を終えたのですが、今後のスケジュールはどうなっているのですか。

〈事務局〉これまでの検討委員の会のご意見を受けまして、9月の初旬に庁内の意見を伺い、調整を行います。そして予定では、9月20日号の市政だよりにパブリックコメントについて掲載をし、9月の末から10月の初旬にかけて、パブリックコメントを実施するというスケジュールになっています。次回の検討委員の会は、庁内意見とパブリックコメント終了後の、10月の中旬を考えており、どのようなご意見が出たのかを報告をさせていただきたいと思います。

〈座 長〉それでは、時間の許す限り議論したいと思いますので、他に何かご意見ありますか。

〈委 員〉前文についてですが、例えば健康で文化的な最低限度の生活を営む権利さえ拒まれるとか、実際は現象を整理したような言葉、例えば貧困とか長時間労働、差別賃金かつ健康破壊とか、何かそういうことに至るまでのまとめた言葉をここに入

れたら前文らしくなるかなと思うのですが。

〈座 長〉一番初めの波線についてですが、「制定されました」でいいと思います。いきなりドメスティック・バイオレンスと性暴力と児童虐待ということですが、それだけではなく、経済的自立とか働く場がないとか、男女の格差もそうだし、そういう社会格差が拡大しているということは事実なので、その中で、女性の働く権利や経済的自立も困難になってきているという事を入れてはどうか。

〈委 員〉前文の「男女の互いの特性を尊重しながら、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、男女双方の視点や意見が地域コミュニティに、産業活動に、行政施策にと、さまざまな運営に反映され、責任も苦労も喜びも成果も男女がともに分かち合う男女共同参画の考え方が浸透するよう」という部分ですが、「第2次はつらつプラン」にいい文章があるので、それを使って、「家庭でも、地域でも、職場でも、学校でも、あらゆる場で男女がともに尊重し合い、支え合い、協力し合って個性と能力を発揮するとともに、喜びも責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会への仕組みづくりが急がれます」にしてみてもどうですか。「考え方が浸透する」というよりは、「仕組みづくりが急がれます」という方がよいと思います。「考え方が浸透する」というのは少し弱いと思います。

〈座 長〉「男女が共に」というところの「男女が」というのは、いらない。「共に」というのは平仮名と漢字というように、いろいろ出てくるので統一してください。
「考え方が浸透するよう」の「するよう」を取るのですか。

〈委 員〉「社会への仕組みづくり」にしてほしい。

〈座 長〉前文はこの文章でいいのではないのでしょうか。「男女が」というのだけ取ればいいと思います。

〈事務局〉前文で、「責任、苦労、喜び、成果」と掲げているが、これでいいですか。

〈座 長〉いいと思います。

〈委 員〉条例をつくるということも一つの仕組みづくりということになりますね。あくまで前文というのは条例をつくるときの動機であり、これを説明するわけですから、大きなことを言っても構わないと思います。

〈委 員〉考え方が浸透するようだけではだめなのではないか。「考え方」を削った方がいいかと思います。

〈委 員〉考え方を浸透させるというのは、大きな問題だと思います。結局、人の考え方の問題で、考え方を広めていくということは、すごく大事な気がします。

〈委 員〉確かに仕組みは変えても考え方というのは残るから、まず考え方を変えるというのは大事ですが、考え方を変えるということは、そういう意味では難しいけど、実現するよう仕組みづくりが急がれますというように、考え方だけにしてしまうと弱いと思います。

〈委 員〉前文5行目で、ドメスティック・バイオレンスとか性暴力の問題が表面化して、こういう問題が出てきて、男女共同参画の実現に向けてがなお一層の取組を進めるという文章に違和感を抱きます。未だに、男女の役割の固定的な意識や考えがあって、さらにドメスティック・バイオレンスや性暴力の問題があるという方がいいのではないかと思います。

〈座 長〉いい意見であると思います。「取組を進めてきましたが、性別役割分担意識は依然として強く」というようにしてはどうですか。

〈委員〉ドメスティック・バイオレンスや性暴力に加え、児童虐待についても入れる方がいいのではないかと思います。新たな問題ではないが、最近表面化してきている問題です。

〈座長〉「役割分担意識は依然として強く残っている。さらに社会状況が大きく変化する中で、働く場での格差が拡大、あるいはドメスティック・バイオレンス、性暴力はこれと関係する児童虐待など新たな課題も生まれてきておりと、男女平等の実現には一層の取り組みが必要」というようにすればどうか。

〈委員〉前文の「考え方が浸透するよう」という部分で、浸透だけではなく、「男女共同参画を実現するための制度も」というようにすればいいと思います。

〈座長〉まちづくりを進めていくにはという所の続きなので、1行目から4行目につながれば、進めていくのは男女共同参画の考え方の浸透と仕組みづくりというようになります。「豊かで活力があり、安心して暮らすことのできる「住み続けたいまち」づくりを進めていくには、さまざまな分野に反映され、責任も苦労も喜びも成果もともに分かち合う男女共同参画の考え方の浸透と仕組みづくりが急がれます」というようにすればどうですか。

〈委員〉前文としては、これぐらい長いのもあります。

〈委員〉基本理念のところで、「男女間のあらゆる暴力が根絶され」という部分がありますが、男と女の暴力だけかということではないかと思います。人権の尊重として、「男女間の」というのは消して、一番に暴力の根絶を入れ、次に基本的人権が尊重されることと入れ、その次に男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことというようにすればどうか。

〈座長〉「男女間のあらゆる暴力が根絶されること」とあるけれど、この「男女間」のというのを取ったらいいいですね。

〈委員〉「あらゆる暴力」が冒頭に入る方がいいですね。

〈座長〉やはり普遍的な人権意識があることによって暴力もなくなっていくので、こちらの方がいいと思います。ありがとうございました。まだこれで確定ということではないので、庁内意見やパブリックコメントのご意見をまたこれに入れ込むという作業になりますので、いろいろなご意見をいただきたいと思います。

〈座長〉時間になりましたので、事務局お願いします。

〈事務局〉ここまでのご意見を受けて、庁内意見の募集とパブリックコメントを実施したいと思います。それらを受けて、この例文は変わる可能性があることをご了承願います。次回は、10月の中旬を予定しており、庁内意見やパブリックコメントで出たご意見を報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〈座長〉それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

別紙

(委員)

細見	三英子	座長
関根	聡	副座長
西田	幸介	委員
中西	啓詞	委員
小松	照明	委員
眞鍋	トミエ	委員
大中	美子	委員
柏本	景司	委員
土本	晶美	委員

※欠席：二宮久子委員

(事務局)

松村	節子	人権文化ふれあい部次長
万代	辰司	人権文化ふれあい部次長兼課長
中山	寛規	人権政策課男女共同参画推進係係長
北野	智恵子	人権政策課男女共同参画推進係副主査

資料 ・ 次第

- ・ 資料 1 前回までの検討結果をふまえて作成した条例文の例
- ・ 資料 2 前回に審議未了となり、次回に検討する予定の事項